

九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件等	平成十八年三月九日
発行日	振替単位	最低額面金額	払込金額	発行額	発行方法	振替法の適用等	法律及びその条項	発行情根拠	名称及び記号	財務省告示第九十五号
平成十八年二月二十七日	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	五万円	九百七十九億五千百万円	額面金額で九百八十億円	法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金資金運用基金に寄託された資金による引受け	成十三法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）	利付国庫債券（五年）（第五十三回）	財務大臣 谷垣 禎一

財務省告示第九十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十八年二月二十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

十 発行価格

十一 利率

の経過利子の

額面金額百円につき九十九円九
十 五 銭
年一・〇パーセント
年金資金運用基金理事長は、払
込金額に加え、次の算式により
算出した金額を第十八号に規定
する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{69}{365}}$$

十三 初期利子

平成十八年六月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

平成二十二年十二月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

十五 償還金額

平成十八年二月二十七日

十六 償還期限

十七 元利支

十八 払込期日